

はしがき

本書は、多数の法学部を念頭に、基礎専門科目として開講される「憲法」もしくは教養科目「日本国憲法」などの科目の教科書として編まれたものである。とはいえ、タイトルの「大学生のための」は、法学部生に限定するわけではなく、およそ青年期の大学生に向けての、という意味が込められている。

編者は法律文化社からは2007年に『ベーシックテキスト憲法』、2009年に『高校から大学への憲法』を編著として刊行、版を重ねさせて頂いたところであるが、今回、また、編集の機会を頂き、多様な出身大学院・本務校の若い皆さんと、思想的な偏りのない新しい憲法教科書を作ることとした。

その際、『ベーシックテキスト憲法』〔第3版〕で安定的な評価を得られた点は本書でも続けることとした。同書の章・節の構成、ページ数を踏襲した。2017年3月に編集会議を開催の上、主要論点について通説・判例を軸に有力な学説・判決を簡潔に記述することを執筆陣には徹底して頂いた。本文に多くの主要判例を明示的に組み込んだ。本文の中でも特に重要な段落には☞印を入れ、また、キーワードは太字として、注意を喚起した。参照を奨励したいwebサイトを冒頭に掲示した。日本国憲法の条文を末尾に添付した。これらの工夫は、本書でも学習を深めるのに寄与するものと思われる。

他方、『ベーシックテキスト憲法』〔第3版〕と別の編集方針を掲げ、差別化を図ったところも多い。それは、新たな憲法教科書の可能性を模索しつつ、憲法教科書におけるオーソドキシを炙り出す革新的な試みでもある。まず、各章の冒頭に、その章を象徴する挿絵や写真を掲げ、図表をより多く取り込むこととした。そして、日本を含む先進諸国が内向きになりがちな時勢に抗し、だからこそ比較憲法的視点を重視し、外国憲法状況を`コラム`として示すこととした。これらの方針に関するご批判は厳粛に受け止めたい。

見れば、立憲主義憲法学は逆風の時代にある。問答無用の強行採決は濫発され、論理や熟議や英知よりも蛮勇と暴言と独善とが喝采されている。日本国憲

法の平和主義ばかりでなく、近代国家のベースであり、世界の言葉となっていると言っても過言ではない立憲主義を忌み嫌うかのような政権や体制があちこちで居座っている。法科大学院制度の躓きもあり、法学部の優位は崩れてきた。ただ、最高裁で、この10年、多くの違憲判決や、相当踏み込んだ判断、興味深い少数意見が目立つようになった。我々のものである基本的人権を守るため、憲法学習は、これからの時代こそ必要なのではないかとも思う。本書をスタンダードとして広く長く読んで頂くため、公にする意義がここにあると信じる。

本書は基本的に4単位の専門科目「憲法」を念頭に置いているが、2単位科目や、合計8単位構成の場合にも対応できるものと思う。教養科目の教科書としても、学生の意欲等が平均以上であれば、十分である。仮に授業で省略される箇所があったとしても、一読してもらいたいと思う。なお、本書の性格上、参考にさせて頂いた先行業績を細かく引用はせず、章末と巻末に主要参考文献を掲示するにとどめた（また、第6章の一部は、先行する、君塚正臣「幸福追求権——延長上に家族と平等を一部考える」横浜国際経済法学19巻2号123頁（2010年12月）の一部などを活用した）。衷心よりお詫びしたい。

本書刊行に向けては、またしても法律文化社の小西英央氏にはさまざまなお骨折りを頂いた。多くの先生方には多忙な中、本書に参加して頂いた。それ以外にもお世話になったいろいろな方々に深く感謝申し上げたい。

2018年1月

君塚 正臣